

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。

※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。

また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

地域密着型通所介護 (1日あたり)

| 基本料金 | 2時間以上 3時間未満 | | 3時間以上 4時間未満 | |
|------|----------------|------------|----------------|------------|
| | 利用料 | 利用者 負担額 | 利用料 | 利用者 負担額 |
| 要介護1 | 3,257円 | 326円 | 4,442円 | 445円 |
| 要介護2 | 3,748円 | 375円 | 5,105円 | 511円 |
| 要介護3 | 4,229円 | 423円 | 5,767円 | 577円 |
| 要介護4 | 4,699円 | 470円 | 6,408円 | 641円 |
| 要介護5 | 5,201円 | 521円 | 7,080円 | 708円 |

業務継続計画、高齢者虐待防止措置について、未実施の場合それぞれ所定の単位数より1%減算となります。

| リハビリ等に関する加算 | 利用料 | 利用者 負担額 |
|-------------------|------|------------|
| 個別機能訓練加算Ⅰ(口) | 811円 | 82円 |
| 個別機能訓練加算Ⅱ (月額) | 213円 | 22円 |
| ADL維持等加算(Ⅰ) (月額) | 320円 | 32円 |
| ADL維持等加算(Ⅱ) (月額) | 640円 | 64円 |
| 科学的介護推進体制加算* (月額) | 427円 | 43円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 640円 | 64円 |

※科学的介護推進体制加算 ⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

| 職員の処遇改善に関する加算 | 利用料 | 利用者 負担額 |
|----------------|------|------------|
| サービス提供体制強化加算Ⅱ* | 192円 | 20円 |

※介護職員総数のうち、「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

| | |
|----------------|----------------|
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 1ヶ月のご利用料金の9.2% |
|----------------|----------------|

| 減算 | 利用料 | 利用者 負担額 |
|---------------------------|---------|------------|
| 同一建物減算* (ケアハウス愛和入居者対象) | -1,003円 | -101円 |
| 送迎減算(片道)* | -501円 | -51円 |

※同一建物減算 ⇒ 当事業所と同一敷地内に居住する方のみ対象です。傷病等により、一時的に送迎が必要な場合を除きます。
 ※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

| | |
|-------|----|
| 行事参加費 | 実費 |
|-------|----|

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

予防専門型通所サービス (1月あたり)

| 基本料金 減算等 | 基本料金 | | 同一建物減算 (ケアハウス愛和入居者対象) | |
|-------------|---------|------------|--------------------------|------------|
| | 利用料 | 利用者 負担額 | 利用料 | 利用者 負担額 |
| 事業対象者 | 19,202円 | 1,921円 | -4,015円 | -402円 |
| 要支援1 | 19,202円 | 1,921円 | -4,015円 | -402円 |
| 要支援2 | 38,672円 | 3,868円 | -8,031円 | -804円 |

業務継続計画、高齢者虐待防止措置について、未実施の場合それぞれ所定の単位数より1%減算となります。

| 職員の処遇改善に関する加算 | | 利用料 | 利用者 負担額 |
|---------------|-----------|--------|------------|
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 事業 対象者 | 768円 | 77円 |
| | 要支援1 | 768円 | 77円 |
| | 要支援2 | 1,537円 | 154円 |

※介護職員総数のうち、「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

| | |
|----------------|----------------|
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 1ヶ月のご利用料金の9.2% |
|----------------|----------------|

| | | |
|----------------|-------|------|
| 送迎減算(1回片道につき)* | -501円 | -51円 |
|----------------|-------|------|

※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

| リハビリ等に関する加算等 | 利用料 | 利用者 負担額 |
|---------------|--------|------------|
| 科学的介護推進体制加算* | 427円 | 43円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 2,563円 | 257円 |
| | | |
| | | |

※科学的介護推進体制加算
⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

| | |
|-------|----|
| 行事参加費 | 実費 |
|-------|----|

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。

但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
 - 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
 - 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
 - 4 月途中で契約を開始(解除)した場合
- など

別添利用料金表 地域密着型通所介護 (2割負担及び3割負担)

令和 6年 6月 1日 改訂

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

地域密着型通所介護 (1日あたり)

| 基本料金 | 2割負担 | | | | 3割負担 | | | |
|------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| | 2時間以上 3時間未満 | | 3時間以上 4時間未満 | | 2時間以上 3時間未満 | | 3時間以上 4時間未満 | |
| | 利用料 | 利用者負担額 | 利用料 | 利用者負担額 | 利用料 | 利用者負担額 | 利用料 | 利用者負担額 |
| 要介護1 | 3,257円 | 652円 | 4,442円 | 889円 | 3,257円 | 978円 | 4,442円 | 1,333円 |
| 要介護2 | 3,748円 | 750円 | 5,105円 | 1,021円 | 3,748円 | 1,125円 | 5,105円 | 1,532円 |
| 要介護3 | 4,229円 | 846円 | 5,767円 | 1,154円 | 4,229円 | 1,269円 | 5,767円 | 1,731円 |
| 要介護4 | 4,699円 | 940円 | 6,408円 | 1,282円 | 4,699円 | 1,410円 | 6,408円 | 1,923円 |
| 要介護5 | 5,201円 | 1,041円 | 7,080円 | 1,416円 | 5,201円 | 1,561円 | 7,080円 | 2,124円 |

業務継続計画、高齢者虐待防止措置について、未実施の場合それぞれ所定の単位数より1%減算となります。

| 職員の処遇改善に関する加算 | 利用料 | 利用者負担額 | |
|----------------|------|--------|-----|
| | | 2割 | 3割 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ* | 192円 | 39円 | 58円 |

※介護職員の総数のうち、「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

| | |
|----------------|----------------|
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 1ヶ月のご利用料金の9.2% |
|----------------|----------------|

| リハビリ等に関する加算 | 利用料 | 利用者負担額 | |
|-----------------|------|--------|------|
| | | 2割 | 3割 |
| 個別機能訓練加算Ⅰ(口) | 811円 | 163円 | 244円 |
| 個別機能訓練加算Ⅱ(月額) | 213円 | 43円 | 64円 |
| ADL維持等加算(Ⅰ)(月額) | 320円 | 64円 | 96円 |
| ADL維持等加算(Ⅱ)(月額) | 640円 | 128円 | 192円 |
| 科学的介護推進体制加算(月額) | 427円 | 86円 | 129円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 640円 | 128円 | 192円 |

※科学的介護推進体制加算

⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

| 減算 | 利用料 | 利用者負担額 | |
|---------------------------|---------|--------|-------|
| | | 2割 | 3割 |
| 同一建物減算* (ケアハウス愛和入居者対象) | -1,003円 | -201円 | -301円 |
| 送迎減算(片道)* | -501円 | -101円 | -151円 |

※同一建物減算 ⇒ 当事業所と同一敷地内に居住する方のみ対象です。傷病等により、一時的に送迎が必要な場合を除きます。
 ※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

| | |
|-------|----|
| 行事参加費 | 実費 |
|-------|----|

別添利用料金表 予防専門型通所サービス (2割負担及び3割負担)

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

予防専門型通所サービス (1月あたり)

| 基本料金 減算等 | 2割負担 | | | | 3割負担 | | | |
|-------------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| | 基本料金 | | 同一建物減算 | | 基本料金 | | 同一建物減算 | |
| | 利用料 | 利用者負担額 | 利用料 | 利用者負担額 | 利用料 | 利用者負担額 | 利用料 | 利用者負担額 |
| 事業対象者 | 19,202円 | 3,841円 | 4,015円 | -803円 | 19,202円 | 5,761円 | 4,015円 | -1,205円 |
| 要支援1 | 19,202円 | 3,841円 | 4,015円 | -803円 | 19,202円 | 5,761円 | 4,015円 | -1,205円 |
| 要支援2 | 38,672円 | 7,735円 | 8,031円 | -1,607円 | 38,672円 | 11,602円 | 8,031円 | -2,410円 |

業務継続計画、高齢者虐待防止措置について、未実施の場合それぞれ所定の単位数より1%減算となります。

| | 2割負担 | 3割負担 | |
|----------------|-------|-------|-------|
| 送迎減算(1回片道につき)* | -501円 | -101円 | -151円 |

※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

| リハビリ等に関する加算 | 利用料 | 利用者負担額 | |
|--------------|--------|--------|------|
| | | 2割 | 3割 |
| 科学的介護推進体制加算 | 427円 | 86円 | 129円 |
| 若年性認知症利用者受入加 | 2,563円 | 513円 | 769円 |

※科学的介護推進体制加算
⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

| 職員の処遇改善に関する加算 | 利用料 | 利用者負担額 | | |
|---------------|-------|--------|------|------|
| | | 2割 | 3割 | |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 事業対象者 | 768円 | 154円 | 231円 |
| | 要支援1 | 768円 | 154円 | 231円 |
| | 要支援2 | 1,523円 | 308円 | 462円 |

※介護職員総数のうち、「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

| | |
|-----------------|----------------|
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※ | 1ヶ月のご利用料金の9.2% |
|-----------------|----------------|

介護保険適用外サービス (その他の費用)

| | |
|-------|----|
| 行事参加費 | 実費 |
|-------|----|

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更の場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
- 4 月途中で契約を開始(解除)した場合 など